

# ミャンマー新政権樹立以降の経済的变化とその課題

Myanmar's economic changes and tasks after the establishment of a new government

川 島 哲  
Satoshi Kawashima

## <目 次>

はじめに

1. ミャンマーの基本的な側面
  2. ティラワ経済特区
  3. 日系企業進出に関する事例
  4. 投資法（2016年10月）改正による変化
- おわりに

### はじめに

ミャンマーは2011年に民主化移管し2015年から国民民主連盟（National League for Democracy）になった。

「開国」後6年が経った。

それまで50年あまりにわたる閉鎖的な経済から民主的な体制に変わった現在、いかにミャンマーは変貌しているのか。

そして、今後どのような課題が待ち受けているのか。

その6年の動きを垣間見てみたいというのが本稿の課題である。

主に経済面での課題を中心としてみていくことにする。

まず、6年ほど前までの閉鎖的な経済の期間について概観してみる。

戦後のミャンマーの70年についてマング・マング・ルイン（Maung Maung Lwin, 2016）によれば、ミャンマーの独立から今日までの経済体制の段階区分は次のように特徴づけることができる。(1)市場経済民主主義政権（1948～1962年）、(2)社会主義計画経済軍事政権（1962～1988年）、(3)不完全市場経済軍事政権（1988～2011年）、(4)市場経済軍事主導民主主義政権（2011～2016年）、(5)市場経済民主主義政権（2016年4月～）の5つの異なる政治経済体制である。(1)の独立後のウー・ヌ（U Nu）民主主義政権では政治指導者達の間にはコンセンサスがなく、社会混乱と治安の悪化から、1962年にネ・ウィン（Ne Win）将軍がクーデターを起し、その後1988年までほぼ四分の一世紀の長きにわたって政権を握ることとなった。(2)と(3)の軍事政権時代には、ミャンマーは、国際的孤立、社会主義経済の非効率性、汚職・賄賂の横行によって最貧国となり、国民の

教育水準は低下し、健康状態も悪化し、ミャンマー人の勤勉性と倫理感まで失われた。(4)の元将軍テイン・セイン（Thein Sein）政権の下では、汚職問題が依然として改善せず、開発途上国の経済発展に欠かせない愛国心と道徳心も十分とは言えなかった。しかし、政府開発援助と海外直接投資が増加し、その結果、2011～2016年の期間、年平均6～7%の経済成長も達成した。しかし、なお軍事政権の色彩の濃いテイン・セイン政権は国民の信頼と尊敬を得られなかった。2015年の総選挙でアウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）が率いる国民民主連盟に敗北し、2016年4月に民主主義政権が誕生した。市場経済民主主義政権（1948～1962年）の時代が独立後ほぼ70年を経て復活したのである。市場経済民主主義政権（2016年4月～）はもはや後戻りすることなく着実に前進せねばならない（マング・マング・ルイン（2016））。

### 1. ミャンマーの基本的な側面

本章ではミャンマーの基本的な側面をみしてみる。

民族面においては、

ミャンマーの民族は135にのぼる（最大民族のビルマ族が69%、その他シャン族8.5%、カレン族6.2%ほかという構成である。

政治体制はどうであろうか。

まず軍政時代である（1988年から2011年）

政体は、ミャンマー国軍による一党独裁政治であった。

a) 1988年～1992年ソー・マウン大将を首班とする国家法

秩序回復協議会 (SLORC)

b) 1992年～2011年タンシュエ上級大将を首班とする国家  
平和発展評議会 (SPDC)

国家元首	タンシュエSPDC議長 (No.1)
	マウンエー副議長 (No.2)
	トラウーシュエマン (元大将) No.3
首相	テインセイン (元大将) No.4
SPDC第一書記	ティハトゥラウーティンアウンミン ウー (元大将) No.5

民政移管後 (2011年3月～) については

政体は、大統領制、共和制になった。

大統領 テインセイン (元軍政No.4) ※任期5年

副大統領 ティハトゥラウーティンアウンミン  
ウー (元軍政No.5)

副大統領② サイマウツカン (医師)  
という顔ぶれであった。

2016年からのNLD政権においては、

大統領 テイン・チョウ (NLD)

副大統領① ミン・スエ (元軍人)

副大統領② ヘンリー・ヴァン・ティエユ (NLD)  
という顔ぶれである。

経済面はどうだろうか。「開国後」6年経ち少しづつ個人消費をはじめ経済成長が行われているミャンマーであるが、最も望まれているのは、雇用吸収力の大きい製造業の成長である。低賃金による比較優位を速やかに脱し、自動車、電気・電子、IT関連の技術移転を伴う外国資本の直接投資、内国化を期待している。

外国資本の積極的誘致においては、税制上の優遇や様々な規制緩和も必要だが、電力、交通インフラの整備が最重要課題である。電力事情も好転してきている。しかし、人口比電力普及率はまだ5割にも達していないと言われている。

アジア開発銀行 (ADB) は交通インフラ (都市交通や港湾、道路、空港) 整備を推進するアドバイザー契約をミャンマー政府と結んでいる。その試算によれば、計画実現には数兆円の資金を要すると言われている。税収に大きく期待できない、途上国政府が資金力を確保する道はあるだろうか。この点において、岡本は日本の郵便貯金制度をミャンマーに導入してはと提言している。(岡本2017)。

基本的なファンダメンタルズは、

経済成長率8.0% (2016年IMF推定)

1人当たりGDP1,306ドル (2016年IMF推定)

CPI上昇率9.8% (2016年IMF推定)

となっている。

## 2. ティラワ経済特区

本章では、ティラワ経済特区を取り上げたい。同区は、日本が主導的に進めておりミャンマー経済発展の原動力となる地域である。外資をはじめとした進出が相次いでいる。

ヤンゴン近郊で経済特区であるティラワ経済特区をとりあげる。

### 【ティラワ経済特区】

ヤンゴン中心部から23キロメートル東南に位置するタニン市にある。

総開発面積は、2,400haであり東京ドーム約500個分に相当する。

2014年に日本とミャンマーの政府及び民間企業から構成される Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD) (2014年1月10日設立) 社が設立された。

開発主体は、MJTDである。

出資者は、日本民間39% (丸紅、住友商事、三菱商事、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行) 日本政府10% (JICA)、ミャンマー民間41%、ミャンマー政府10% (SEZ管理委員会) となっている (日本貿易振興機構 (JETRO) 「ティラワSEZ通信」 Vol.12 2016年11月30日より)。

2017年4月現在、95～96%が売約済みで2期工事が開始されている。15か国から投資されている。

新経済特区法が適用された地域である。

以下ではティラワ経済特区に関する開業までの流れを列挙する。

2012年4月 テインセイン大統領来日の際、ティラワSEZ開発のマスタープラン作成に関するMOU締結。

2012年12月、ミャンマー日本間でティラワSEZ開発に関する協力覚書に署名。

2013年5月、日本・ミャンマー双方の民間企業連合によるJV設立のためのMOUを締結。

2013年10月、日本側49%、ミャンマー側51%出資によるティラワSEZ開発会社設立のJV契約に署名。

2013年11月 ティラワSEZ予定地にて起工式典を開催。

2014年1月10日、MJTD (ティラワSEZ開発会社) 設立。日本政府は、ティラワ地区インフラ開発計画 (電力関連施設基盤、港湾拡張) として200億円の円借款をミャンマーへ供与。

2015年9月23日に正式開業した (ジェトロヤンゴン (2017))。

新経済特区法についてであるが、

新経済特区法は2014年1月23日、大統領署名により成立した。

2011年成立の旧SEZ法は廃止（ジェトロヤンゴン（2017））

2014年1月23日 大統領署名により成立。2011年成立の旧SEZ法は廃止。

改正ポイントは、

- ① Free Zone（輸出拠点）と Promotion Zone（国内向け）の区分と優遇措置の差別化（※）。
- ② 投資インセンティブとして、法人税、関税の減免。
- ③ ワンストップサービスセンター（OSSC）（※）の設置で会社設立等の手続きを集約し、迅速化を図る。
- 4 外資規制緩和（管理委員会の承認次第で、外国投資法規制文野への投資も可能）

（※）新投資法で契約期間を長期化（1年更新から3年、5年、7年にする。免税）

ティラワ経済特区内にワンストップサービスセンター（OSSC）があり、営業許可など許認可をまとめて申請できる。各省庁の担当官が常駐しており、スピーディーな対応ができる。

（目的）インフラが目玉。緩和された法律。日系物流7社が展開

【改正経済特区法の優遇措置】

種別		フリーゾーン	プロモーションゾーン 経済特区	経済特区 開発業者
法人税	免税	7年間	5年間	8年間
	50%免税	次の5年間	次の5年間	次の5年間
	再投資後利益の50%免税 <sup>(注1)</sup>	次の5年間	次の5年間	次の5年間
輸出関税	建設資材 製造設備の 輸入	免税	5年間 + 次の5年間の50%免税	免税
	原材料の 輸入	免税	免税措置なし <sup>(注2)</sup>	免税措置なし
商業税 (付加価値税)		免税	(輸出関税の扱いと同様)	
土地リース期間		最長75年(当初の50年+25年)		

注1 対象は、再投資利益分についてのみ

注2 ただし、輸出分の原材料には還付制度あり

(出所：ジェトロヤンゴン（2017）)

3. 日系企業進出に関する事例

本章では日系企業に焦点をあてる。

ではミャンマーに日系企業はいかなる形態で進出しているのか。

日系企業であるがミャンマーは日本商工会議所（独立の事務所はなく、JETROが兼務）

（※）経済特区内の奨励事業

	Free Zone	Promotion Zone
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出型製造業</li> <li>・ 間接輸出型製造業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内市場向け事業</li> <li>・ 住宅地、スーパー</li> <li>・ 銀行、保険</li> <li>・ 学校、病院、娯楽施設等</li> </ul>
許容事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内市場への販売も可能 (国内販売比率は施行規則で定める)</li> <li>・ 国内市場、Promotion Zoneへの販売は輸出手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Free Zoneへの販売、直接海外への輸出も可能</li> <li>・ Free Zoneへの販売は輸出手続きが必要</li> </ul>
対象会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%内資、100%外資、合併</li> <li>・ 規制業種の詳細は、施工規則に定められる。</li> </ul>	

(出所：ジェトロヤンゴン（2017）)

（※）ワンストップサービスセンター（OSSC）の機能

- ・ SEZ内への投資申請の受付と承認
- ・ 投資プロジェクトの登記
- ・ 外国人へのワークパーミットの発給
- ・ VISA、居住許可の発行
- ・ 輸出入に係る税関業務
- ・ 原産地証明の発行
- ・ その他SEZ内の事業に関わるライセンス、許可の取り扱い等

2017年3月現在、348社が加盟（うち建設が108社）している。

ミャンマー企業は法人税を納めている企業が少ない。

日本企業が合併相手を探すときは、財務諸表だけでなく多面的な面で考慮していく側面がある（ジェットロヤンゴン事務所からのインタビュー）。

## 【日系企業進出例】

### 1 委託加工形態（CMP）

委託加工ビジネスのことをミャンマーにおいては、CMP (Cutting, Making and Packing) と呼ぶ。

同形態は、自ら製造をしているものの、委託を受けてから加工しているという形態である。対価は、オーダー元から受け取る委託加工費（CMP Charge）となる。商品を製造して利益を得る形態とは異なる形態である。

CMP企業として登記することにより、原材料の輸入免税が享受可能となることが特典である（原則として完成品は100%輸出する）。

外国企業は、自社工場をミャンマーに有している場合、自社工場とCMP契約を締結することで、自社手配では原材料（生地、副資材）を輸出し、ミャンマー側においては、免税で輸入する。

縫製品以外においても、医療用針工場（日系）、デジタルカメラのレンズ工場（台湾系）などの付加価値の高いCMPビジネスの例もある（縫製品は船便での輸送が一般的であるが、レンズや針などは、航空便輸送を活用する）。

最近では、自動車部品製造に活用する例もある（日系）。

委託生産品の輸出の際においては、過去10%の輸出税が課せられていたが、2012年4月に廃止された。2013年6月から、2%の「前払い法人税」支払いがある。（ジェットロヤンゴン（2017））

### 2 ITソフトウェア・オフショア開発

第一コンピュータ・リソース社（MDCR）はミャンマーにおいて最初に設立された日系のIT企業である（2008年7月設立）。

同分野は、MDCR拠点設立を契機として、脚光を浴びる分野となった。MDCR社の社内公用語は日本語である。

朝礼も日本語で実施している。マネージャーをはじめ、現地採用社員の日本語歴は長くても4年であるが、日本の大学受験が可能とされる日本語検定1級と高校1年生レベルとされる同2級の保持者の合計が全社員の34%にのぼる。社員は仕様書や開発計画書を日本語で読み

込み、業務管理用ソフトや携帯用アプリを開発する。

NTTデータ社が同様の業務に取り組むべく2012年末にミャンマーに拠点を立ち上げ、今後5年間で500名を雇用する予定である。そのほか、中堅ソフトウェア企業も続々、ミャンマーに進出し、スマートフォンアプリ制作などを行っている（ジェットロヤンゴン（2017））。

### 3 レンタルオフィス

不動産においては、ホテル、ビル不足が恒常化。今後の供給がのぞまれる。

ヤンゴンにおいては、オフィス物件が限定されており、駐在員事務所設立需要が急速拡大しているなか、完全な売り手市場になっている。

需要が拡大の一途にあることにより、単価改定を頻繁に実施したいと考えるオーナーの中には、6か月を超える契約を認めない例もあり、オフィス維持自体が不安定である。

2012年以降の契約更改においては、3倍近い単価改定を飲まざるを得なかった日系企業も存在している。

現在、ヤンゴンの外資系オフィスビルの新規顧客に対しての単価は、1平米あたり月80~90USドルに達しており、東京都港区の六本木・赤坂・青山エリアと遜色ない相場となっている。

しかし、ローカルのオフィスビルは、自家発電機によるバックアップ体制が十分でないところも多くみられる。安定定期的な事務所運営は期待できない状況にある。それに加え、自家発電機を用意し一軒家で事務所を構えようにも、借地料は同様に高騰しているため選択肢とはなりえない。

こういったなか、KDDIは2013年4月からレンタルオフィス全25室を開業した。スタートも同月からレンタルオフィス全30室を開業している。事務所設立の需要にこたえようとしている。

ホテルにおいてその需給悪化のなか、新設ラッシュである。

ヤンゴンにおいては、ヒルトン、シャングリラ、ペニンシュラ等の外資系5つ星旧のホテルが開業計画中である。首都ネピドーにおいては、2014年10月にケンピンスキーが開業し、同月にヒルトンも地元ホテルから運営権を継承して開業した（ジェットロヤンゴン（2017））。

これらオフィスを中心とした不動産問題はミャンマーに限った話ではない。

今後のひとつの兆候を表している。

読売新聞（2017年8月25日）の報道では、ASEANの不動産市場は、日本企業が現地企業と連携して相次いで参入している。例えば、隣国タイでは阪急不動産や野村

不動産が進出し、ミャンマーでも2020年を目標に京王電鉄やフジタなどが不動産市場への進出を予定している。

今後は、オフィス不足による供給不足に対処するのは日本企業が中心となってくるのではないかと見られる。

ASEANへの進出は、日本国内の少子化からの先細りを補填する意味もある。

しかし、もちろんリスクもある。それは第一に、政治体制や治安面についてである。

第二に、海外マネーが投資目的に不動産を購入することである。

これらを考慮した上での進出であろうが、今後注視していくべきである。

【国際協力銀行2016年度海外直接投資アンケート調査から】

以下では、国際協力銀行の2016年度海外直接投資アンケート調査から、ミャンマーの現在の魅力や問題はいかなるものがあげられているのかについて概観する。

国際協力銀行の2016年海外直接投資アンケート調査によれば、ミャンマーは2015年の10位から2016年には9位に上昇している。

中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域（複数解答可）

順位	2016 ← 2015	国・地域名 (計)	回答社数(社)		得票率(%)	
			2016 483	2015 433	2016	2015
1	← 1	インド	230	175	47.6	40.4
2	← 2	中国	203	168	42.0	38.8
3	↓ 2	インドネシア	173	168	35.8	38.8
4	↑ 5	ベトナム	158	119	32.7	27.5
5	↓ 4	タイ	142	133	29.4	30.7
6	← 6	メキシコ	125	102	25.9	23.6
7	← 7	米国	93	72	19.3	16.6
8	← 8	フィリピン	51	50	10.6	11.5
9	↑ 10	ミャンマー	49	34	10.1	7.9
10	↓ 9	ブラジル	35	48	7.2	11.1
11	← 11	マレーシア	33	27	6.8	6.2
12	↑ 13	シンガポール	23	20	4.8	4.6
13	↑ 16	台湾	22	16	4.6	3.7
14	↑ 17	ドイツ	20	14	4.1	3.2
15	↓ 12	ロシア	17	24	3.5	5.5
16	↓ 14	韓国	15	17	3.1	3.9
17	↓ 14	トルコ	12	17	2.5	3.9
17	← 17	カンボジア	12	14	2.5	3.2
19	↑ 24	オーストラリア	11	4	2.3	0.9
20	↑ 27	イラン	8	3	1.7	0.7

(注1)上に掲げた国以外に、北米(回答社数37社、得票率7.7%)、EU・欧州(回答社数18社、得票率3.7%)、東南アジア・ASEAN(回答社数3社、得票率0.6%)などがあった。  
(注2)同順位となった場合は、前回調査の順位及び英語表記を基準に列挙した。

(出所：国際協力銀行 (2016))

ミャンマーへの海外直接投資の有望理由（回答社数49社）としては、

1位に現地市場の今後の成長性、2位に安価な労

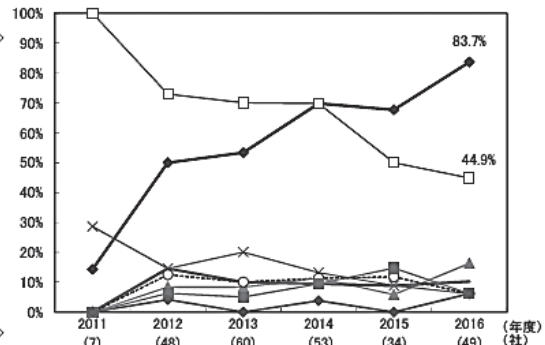
9位 ミャンマー

有望理由

(回答社数計:49社)

順位	理由	社数	比率	凡例
1	現地市場の今後の成長性	41	83.7%	◆
2	安価な労働力	22	44.9%	□
3	現地市場の現状規模	8	16.3%	▲
4	優秀な人材	5	10.2%	—
5	他国のリスク分散の受け皿として	3	6.1%	×
5	第三国輸出拠点として	3	6.1%	○
5	投資にかかる優遇税制がある	3	6.1%	■
5	外資誘致などの政策が安定している	3	6.1%	◇

過去の推移

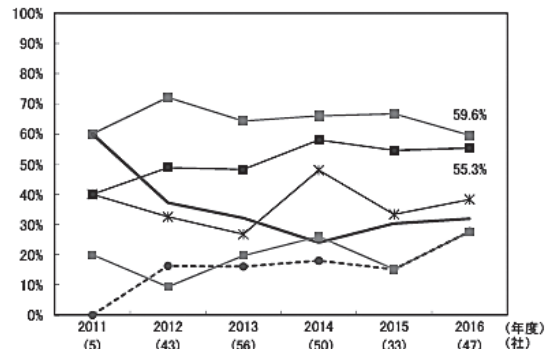


課題

(回答社数計:47社)

順位	課題	社数	比率	凡例
1	インフラが未整備	28	59.6%	■
2	法制が未整備	26	55.3%	■
3	法制の運用が不透明	18	38.3%	*
4	投資先国の情報不足	15	31.9%	—
5	外資規制	13	27.7%	◆
5	地場裾野産業が未発達	13	27.7%	■

過去の推移



■有望理由の第1位は「現地市場の今後の成長性」(83.7%)で、前回(67.6%)から16.1ポイント上昇し、現地市場の成長性への期待が高い。第2位の「安価な労働力」(44.9%)は回答比率が年々低下しているが、上位10カ国の中では最も高く、引き続きミャンマーの魅力の一つとなっている。  
■課題の第1位は、前回同様「インフラが未整備」(59.6%)、第2位は「法制が未整備」(55.3%)で、いずれもミャンマーを有望国に挙げた過半数の企業が指摘している。「治安・社会情勢が不安」は前回第3位だったが、今回は13.9ポイント減の25.5%となり、第7位へ後退した。現地で事業展開する企業が徐々に増えていることもあり、今回は第5位に「外資規制」と「地場裾野産業が未発達」(ともに27.7%)が入るなど、実際のオペレーション上の課題が指摘されるようになってきたと思われる。

(出所：国際協力銀行 (2016))

Copyright © 2016 JBIC All Rights Reserved.

働力があげられている。しかし、近年最低賃金が上がりつつある傾向にある。

1位のインフラが未整備、2位の法制が未整備について、1位はODAなどをはじめ整備が行われている。

2位を改善するひとつの方策として、2016年から2017年にかけて新たに以下のような投資法及び細則の発表があった。

投資法についてJETROの発表した記事を中心に紹介していく。

#### 4. 投資法（2016年10月）改正による変化

前章まで指摘した課題の2点目に、法制度の未整備があげられる。

この点についてはどのようになっているのかを本章では考察する。

昨年（2016年）投資法が改正された。それによりいかに変化してきのかを本章では考察していく。

2016年の投資法の改正、そして2017年に入ってからその細則の制定により大きく投資面での変化がみられる。以下では日本貿易振興機構（ジェトロ）による記事を中心にしたい。

##### 【新投資法（2016年10月）細則の概要と地方への権限移譲、優遇税制措置】

ミャンマー新投資法は、2016年10月に成立した。同法で別途定めるとされていた細則が2017年2月から4月にかけて順次発表された。まず、細則の概要と地方への権限移譲、優遇税制措置に関して、

JETRO「通商弘報」（2017年5月29日）によれば、ミャンマー政府は、旧外国投資法に基づく投資申請の受付を2016年末で終了し、それ以降はミャンマー投資法に基づいて投資を受け付けている。同法の本格運用を目指し細則の策定を進めてきたが、4月までに全てが発表された。

主要な点としては、優遇税制期間をゾーンごとに分類された。旧外国投資法では、投資に対する優遇税制期間は一律5年と定められていた。しかし、ミャンマー投資法第75(a)条で国内を「最も開発が進んでいない地域（ゾーン1）」「適度に開発が進んだ地域（ゾーン2）」「十分に開発が進んだ地域（ゾーン3）」の3地域に分類した。その上で、それぞれの法人所得税の免税期間をゾーン1では事業開始から7年間、ゾーン2は5年間、ゾーン3は3年間と定めた。計画財務省投資企業管理局（DICA）は、MIC通達No.10/2017（2017年2月22日付）において、ゾーンを州・管区などの大枠ではなく、タウンシップごとの細か

い地域で分類した。ゾーン3にはヤンゴン管区やマンダレー管区の都心部が指定されたが、ヤンゴン管区の都心部以外はゾーン2に分類され、マンダレー管区の大規模工業団地であるミョータ工業団地などの地域はゾーン1に指定された。国境付近など開発が遅れた地域への投資はゾーン1として優遇し、産業促進や雇用拡大を目指す（ジェトロ（2017.5.29））。

##### 【新投資法（2016年10月）細則の投資促進業種と制限業種について】

<投資奨励の対象は20分野>

2016年10月のミャンマー投資法第43条で「ミャンマー投資委員会は、連邦政府の承認を得て投資奨励分野を告示する」とし、第75条(c)で「法人所得税の免税については、ミャンマー投資委員会が投資促進分野として特定した業種に対してのみ付与される」としていた。投資企業管理局（DICA）は、MIC通達No.13/2017（2017年4月1日付）でこれら投資奨励分野（20分野）を公表した（表1参照）。

表1 投資奨励分野

N	分野	項目数	内容
1	農業	30	農作物の栽培、生産支援、検査サービス、農作物卸売市場のためのインフラ構築など
2	森林プランテーション	4	プランテーション、チーク・天然ゴムの栽培など
3	畜水産	10	家畜や水産資源の繁殖・生産など
4	製造業	92	食肉・魚などの加工・包装、食用油の生産、加工食品の生産、アパレル・靴の生産、工業製品の生産など
5	工業団地の開発	1	-
6	新都心の開発	1	-
7	都市開発活動	5	上下水道、ごみ収集、廉価住宅の建設、賃貸、公共交通機関など
8	道路・橋・鉄道の建設	4	道路、鉄道、滑走路の建設など
9	湾口・河川湾・ドライボートの建設	1	-
10	空港の運営・管理・メンテナンス	1	-
11	航空機のメンテナンス	1	-
12	輸送・移送サービス	12	鉄道輸送、航空輸送、コールドチェーン構築など
13	発電・変電・送電	1	-
14	再生可能エネルギーの生産	2	自然エネルギーによる発電・変電・送電、エンジニアリングサービスなど
15	通信事業	3	光ファイバー網の施設、通信塔の建設、通信サービスなど
16	教育サービス	7	私立学校、職業訓練学校など
17	健康サービス	5	病院・クリニックなど
18	ITサービス	2	ITインフラサービス、ソフトウェア開発
19	ホテル・観光	3	ホテル・リゾート、エコツーリズムなど
20	科学研究・開発事業	7	農業・畜産業の研究・開発、工業開発・エンジニアリング・技術研究など

(注)投資企業管理局(DICA)の分類による。

(出所)MIC通達No.13/2017(2017年4月1日付)

(出所:ジェトロ(2017.5.30))

<貿易業・小売業は引き続き制限業種に>

ミャンマー投資法第42条では投資制限業種についても規定されており、同条(b)項で「外国投資家による実施が許可されない投資活動」、(c)項で「ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する事業体との間の合弁投資の形態でのみ外国投資が認められる投資活動」が定められた(以下、これらを「ネガティブリスト」と呼ぶ)。2017年2月にこれらネガティブリストの素案がDICAから公表され、店舗面積が929平方メートル以上の大規模な小売業は外国

会社と内国会社の合併会社であれば認めることや、卸売業は外国会社にも開放することで検討されていることが明らかになった。最終的に、DICAのMIC通達No.15/2017(2017年4月10日付)で公表されたネガティブリストによると、「連邦国家のみが実施する投資活動」「外国投資家による実施が許可されない投資活動」「ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する事業体との間の合併投資の形態でのみ外国投資が認められる投資活動」「関連省庁からの承認を受けることにより許可される投資活動」で構成されている(表2参照)。

表2 ミャンマー投資法における投資制限分野

項目	分野	項目数	内容
1	連邦国家のみが実施する投資活動	9	武器・兵器の製造、航空サービス、電力システムの管理・検査など
2	外国投資家による実施が許可されない投資活動	12	ミャンマー語を含む固有の言語による定期刊行物の出版・刊行、ツアーガイド、ミニマート・コンビニエンスストアなど
3	ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する事業体との間の合併投資の形態でのみ外国投資が認められる投資活動	22	農作物の栽培・国内販売および輸出、動物病院、蒸留酒・アルコール・ノンアルコール飲料の製造・販売、居住用のアパートの開発・販売または賃貸など
4	関連省庁からの承認を受けることにより許可される投資活動	1	内務省 麻酔などを使用した薬の製造・販売
		6	情報省 メディア放映サービス、ケーブルテレビなど
		18	農業畜産灌漑省 獣医薬品の製造・販売、商用畜産、農産物の栽培、畜産業および水産業関連の研究サービスなど
		55	運輸通信省 登録車両の点検、鉄道の運転、鉄道に関連したドライポートサービス、空港ホテルサービス、空港セキュリティサービス、空港建設・維持・管理など
		15	天然資源・環境保全省 森林エリアなどでのエコツアー、大規模なパルプ生産など
		8	電力エネルギー省 30メガワット(MW)超の発電事業など
		1	工業省 ワクチンの製造
		2	商業省 小売業、卸売業
		12	保健スポーツ省 民間病院・医療サービスなど
		8	建設省 180フィートを超える橋の建設、100エーカー超の都市開発、1フロア当たり95万平方メートルの住居用アパートと工業団地内の廉価住宅の建設・販売など

(注1)関連省庁および組織によって管理されている法律において投資の制限が記載されている場合は、その法律に従う。

(注2)銀行・保険、金融サービスはその関連省庁および組織の計画に従う。

(注3)輸出入に関わる投資は、商業省の方針に従って実施される。

(出所)MIC通達No.15/2017(2017年4月10日付)

(出所：ジェットロ(2017.5.30))

素案段階では外資への規制緩和が検討されていた大規模小売業や卸売業は、最終的には商業省の許可が必要な投資分野に分類され、素案段階と比べ緩和の度合いが後退した。貿易業は、MIC通達No.35/2017(2017年3月30日付)の第230条と第231条において、ミャンマー投資法に基づき商品や原材料を輸入する場合、政府の承認を得ずとも輸入可能とされ、輸入ライセンスについて要件を満たしていれば、政府は輸入ライセンスを付与しなければならないと定められているが、ネガティブリストの注記には貿易業は商業省の方針に従って実施されると規定された。

【新投資法(2016年10月)の是認(エンドースメント)による投資申請や投資予備制度について】

<是認投資申請は30日以内に審査>

ミャンマーでは、不動産譲渡制限法により外国人または

外国会社による不動産所有は厳しく制限され、1年を超えて賃借することができない。旧外国投資法の適用を受けた場合は、これを例外扱いにし、外国会社も最長50年間の土地の貸借が認められた(10年間の延長は2回まで可能で、その場合は計70年間となる)。このため、製造業をはじめ長期間の土地や建物の貸借が必要な企業は、ミャンマー投資委員会(MIC)から旧外国投資法に基づき別途、認可を受けることが必須だった。MICから投資認可が得られれば、土地の長期使用と税制優遇措置を自動的に受けられることになっていたが、2016年10月に成立したミャンマー投資法の第37条では、MICからの投資認可とは別に、土地や税制優遇措置を受けるために是認の申請を行わなければならないと定めている。

MIC通達No.35/2017(2017年3月30日付)では、MICの許可が不要な投資申請は、MICまたはそれに準ずる機関に是認を提出することが求められている。是認の申請用紙(フォーム)は、2017年4月末から投資企業管理局(DICA)において入手可能となったが、主に申請企業の概要を記載する申請用紙だ。申請者からの是認がMICに提出されるとMICは審査を開始し、基準に満たないか、または不備などがある場合は、15営業日以内に否認されると定められている。一方、MICは是認の申請受理から30日以内に審査を終了し、それから10営業日以内に申請者に決定通知を送付すると定められている。土地使用や優遇税制の申請については、是認と同時にMICに申請することとなる。

<新しく投資予備審査制度も導入へ>

ミャンマーでは法令には明確に定めていないが、外国会社の参入を規制している分野もあり、こうした不透明な運用を改善するよう求める声は根強い。MICは新制度として、投資予備審査制度を導入することをMIC通達(No.35/2017)に定めた。これは投資家がMICに対し申請する内容についてMICに事前照会し、MICが回答する制度だ。MIC通達(No.35/2017)の第28条によると、「MICの許可が必要な投資活動」「連邦議会への承認が必要な投資活動」「制限対象の投資活動」「推奨分野の投資活動」「禁止対象の投資分野」につき、投資家がMICに事前照会できると定めている。第31条(a)では、MICは事前照会を受けた内容について10営業日以内に回答するとしているが、第32条ではMICから出された意見は拘束力がないとしている(ジェットロ(2017.5.31))。

【外資単独にも医療機器や建設資材などの輸入販売を認可】

商業省は6月12日、ミャンマー投資法の本格運用後初となる貿易業に関する通達(No.36/2017)を発表した。同通

達は、単独資本の外国企業にも肥料、種子、殺虫剤、医療機器および建設資材の貿易業を認めるものだ。ミャンマー投資法では、貿易業は商業省の方針に従って行われるとされており、同省が今後、どの程度規制緩和を進めていくのか注目される（ジェトロ（2017.7.3））。

#### 【優先投資10分野を発表】

ミャンマー投資委員会（MIC）は6月28日、投資を優先的に認可する10分野を発表した。2017年4月に本格運用されたミャンマー投資法の下で、ミャンマーの地場企業・外資企業を問わず投資をさらに活発化させたいとするミャンマー政府の意向がうかがえる。

優先投資10分野は、MICが2017年4月に通達（No.13/2017）で発表した投資奨励分野（20分野）と一部重複するが、具体的には以下となる。

- (1) 農業およびその関連サービス、商品の高付加価値化を促す製造業（主に農産品）
- (2) 畜産、養殖、漁業
- (3) 輸出促進産業
- (4) 輸入代替産業
- (5) 電力関連産業
- (6) 物流業
- (7) 教育サービス
- (8) ヘルスケア産業
- (9) 廉価住宅開発
- (10) 工業団地開発

ミャンマー投資企業管理局（DICA）によると、2017年4～5月の外国企業による投資認可件数は、製造業が30件、農業、運輸・通信、不動産開発がそれぞれ2件ずつ、畜水産業が1件、その他が6件の計43件だった。一方、ミャンマー地場企業による投資認可件数は、製造業が7件、ホテル・観光業、畜水産業がそれぞれ3件、不動産開発が2件、運輸、電力がそれぞれ1件、その他が3件の計20件となった。

MICは今回の発表により、多くの産業分野において市場を開放し、地場企業、外資企業を問わず投資できることをあらためて強調したい意向だ。国営新聞の1面で同通達が取り上げられ、ミャンマー産業界の関心も高い（ジェトロ（2017.7.6））。

第二に、新会社法について現在議論されている。次の議会で承認される見込みである。

現状では1株でも所有していれば外資とみなされている。新会社法では、35%以内の株式保有なら外資であっても不動産や貿易が可能（35%ルール）となる。新会社法の

もとでは、企業は単一の株主と経営者のもと設立することが可能である。企業の登録要件も明確に定義される予定で、企業と取引を行う関係者やその内容についてもしっかりと組み込まれる見込みである。

新投資法は外資、内資を問わず、また既存、新規を問わず、ミャンマー国内の全ての投資に対して適用される（新投資法第4条）。ここで、外資か内資の違いは、依然として外資規制が存在するため重要となる。外資の定義は会社法に従うものとされており、しかし、新会社法および新投資法では、マイノリティーの出資であればミャンマー内国会社と見做（みな）され、それゆえ外資規制の対象外となる可能性があり、これは投資形態の選択肢が大きく増えることを意味する（後藤（2017））。

#### おわりに

アウンサンスーチー（Aung San Suu Kyi）が率いる国民民主連盟（NLD）に政権移譲が行われたのは2016年3月である。NLD政権の誕生から1年以上の歳月が流れた。

この間、ミャンマーにはどのような変化が生まれたのか。まず第1に挙げられるのが、米国による経済制裁の全面解除を勝ち取ったことである。米国財務省外国資産管理局（OFAC）がミャンマーの法人や個人に対し課してきたSDNリスト注の存在により、外国企業は国際的な信用リスクなどを考慮し、現地での提携企業の選定には多大なコストと時間をかけてきた。しかし、これら法人や個人に対する経済制裁が16年10月に全面的に解除され、外国企業にとっては合弁相手や連携相手の選択肢が大幅に広がった。

第2は、日本を含む諸外国からのさらなる援助の取り付けに成功したことである。ミャンマーへの経済支援は、テインセイン（Thein Sein）前政権の時代から欧米諸国や日本などが積極的に行ってきた。日本の対ミャンマー支援は11年の民政移管以降本格的に再開された。国際協力機構（JICA）の「年次報告書2016」によると、15年の対ミャンマー政府開発援助（ODA）は総額2億3,700万ドル（無償資金協力+技術協力）に上った。これは、日本の東南アジア地域（ASEAN 10カ国+東ティモールの計11カ国）向けODAの額としては、第2位のフィリピン（同9,600万ドル）に大差をつけての第1位であった。

第3は、上述したが、外国企業の対ミャンマー投資の基盤となるミャンマー投資法を16年10月に成立させたことである。それまでは、外国企業による投資には外国投資法が、ミャンマー企業による投資には内国投資法が適用されていた。

これらの2つの法律を統合したものである。これも本稿で前述したが、17年2月から4月にかけて、複数の施行細則



が公表された。

優遇税制、投資奨励分野、規制分野なども明らかになった。前政権時代には国会での審議がまとまらず、素案の提出から数年の歳月が経過していた同法が、NLD政権発足後、半年余りで成立したことは評価に値する（水谷（2017））。

課題としては、第1に外資からの要望第1位にあるインフラの整備である。特に電力面がその面での大きな課題となる。国の電化率は30%。電力が圧倒的に少なく電力の需要が足りない。

さらに、ミャンマー国内の人件費上昇している。日本経済新聞（2017年8月18日）の報道によれば、ミャンマーでは法定最低賃金を一部労組が56%増の要求をしている。NLDは国家安定を重視しており労働者の声を無視するわけにもいかない現状である。

第2に、オフィス・マンション賃貸料上昇などが顕著である。これら固定費負担に耐え切れず、事業を見直す日系企業も出始めている。これら、人件費、オフィス需要による賃料の高騰化にどう歯止めをかけていくか。

第3に、筆者がヤンゴンで日系大手総合商社からのインタビューでも指摘されたことであるが、輸出できるコメづくりである。

前述の新投資法の施工規則の投資奨励分野でも上位に農業があげられているが、この農業面、特にコメは国内消費をする分には問題ないが、それを商品化して輸出するには、品質面で大きな問題がある。この品質向上を行い、海外へ輸出に耐える高品質なコメを生産していくことが課題

となる。

そのためには契約農家などをもうけて付加価値の高いコメづくりから始めるべきだろう。

第4に、会計、特に複式簿記の普及である。

2015年から日系3メガバンクが入ることで金融に関してのパラダイム変換が起きている。

ミャンマーでは複式簿記が義務化されていない現状にある。単式簿記なので前払いや繰り延べ、償却という概念がない。税制も単式簿記である。これらはJICAなどが人づくりというところで少しづつ業務指導を行っているが、今後の会計面での人づくりという面では強化していくべき課題である。

第5に、政府は企業側からの具体的ニーズを最大限くみ取り、法律・制度面の整備をさらに進めていくことが重要である。この法律面でも日本からの人づくり援助を行っていく必要がある。

最後に、最大の難問とでもいうべきことであるが、スーチーの新政権になってから具体的な変化が見えない。何をしたいのかが政策が見えない。NLDは政治経験のない者が多いということ差し引いても今後のグランドピクチャーが示されているとはいいがたい。

そして、日本に対しての方向性が不透明である。

この政策が見えないので日本企業は動けないという現状である。これは、ミャンマーでのインタビュー調査からも指摘されている。今後、スーチー率いるNLDが政策面、アジア各国への方向性を鮮明に示すべきときがきている。これを示すべきである。

## (注)

マング・マング・ルイン [2016] 「ミャンマーにおける政治経済的課題のマスターキー:独立後70年の回顧と希望の未来」『世界経済評論インパクト』2016年7月19日, No.671 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article671.html>)

岡本 [2017] 「ミャンマーの経済成長と金融インフラ:「郵便貯金」の歴史的教訓」『世界経済評論インパクト』2017.07.24, No.881 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article881.html>)。

ジェットロヤンゴン [2017] 日本貿易振興機構 (JETRO) ヤンゴン事務所「ミャンマーのビジネス・投資環境 (2017年4月)」

国際協力銀行 [2016] 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 —2016年度 海外直接投資アンケート結果 (第28回)—」2016年12月 国際協力銀行 業務企画室 調査課 2016年12月。

ジェットロ [2017.5.29] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月29日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/4186ef947085e63f.html>

ジェットロ [2017.5.30] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月30日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/d73f3db54e6cee40.html>

ジェットロ [2017.5.30] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月30日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/d73f3db54e6cee40.html>

ジェットロ [2017.5.31] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年5月31日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/7180eb50183649c6.html>

ジェットロ [2017.7.3] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年7月3日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/07/7c74bcc6d902e83a.html>

ジェットロ [2017.7.6] JETRO「世界のビジネスニュース 通商弘報」2017年7月6日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/07/1ee8d6cb2cf4e2b5.html>

- 後藤洋平 [2017] 『情報センサー』 2017年4月号 JBS <https://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/2017-04-07.html>
- 水谷俊博 (2017) 「ミャンマー スーチー改革の成果と展望」 『ジェトロセンサー』 2017年8月号, 日本貿易振興機構, 2017年7月。56～57ページ。 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/d36ee84ad84a0711/20170042.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/d36ee84ad84a0711/20170042.pdf)

### (主な参考文献)

- 安藤光代 [2015] 「ASEAN 経済統合まで半年 (下) —国際生産網の深化に寄与」 (日経新聞経済教室), 『日本経済新聞』 6月19日
- 飯田将史 [2011] 「南シナ海で強硬姿勢に転じる中国」 『東亜』 530。
- 石川幸一 [2011] 「FTA 包括締結で経済共同体へ」, 進藤榮一編 『東アジア共同体と日本の戦略』 桜美林大学北東アジア総合研究所。
- 石川幸一 [2012] 「TPP と東アジア経済統合の構図の変化」 『東亜』 539。
- 石川幸一 [2015] 「統合を拡大・深化させる ASEAN—AFTA から ASEAN 経済共同体へ」 『季刊国際貿易と投資』 100。
- 石川幸一 [2016a] 「アジアの地域統合の進展と展望」, 平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編 『新・アジア経済論—中国とアジア・コンセンサスの模索—』 文眞堂。
- 石川幸一・清水一史・助川成也 [2013] 『ASEAN 経済共同体と日本—巨大統合市場の誕生—』 文眞堂。
- 石川幸一・馬田啓一・清水一史 [2017] 『検証・アジア経済—深化する相互依存と経済連携—』 文眞堂
- 石川幸一・朽木昭文・清水一史 [2015] 『現代ASEAN経済論』 文眞堂
- 石川幸一 [2011] 「FTA 包括締結で経済共同体へ」, 進藤榮一編 『東アジア共同体と日本の戦略』 桜美林大学北東アジア総合研究所。
- 石川幸一 [2012] 「TPP と東アジア経済統合の構図の変化」 『東亜』 539。
- 石川幸一 [2015] 「統合を拡大・深化させる ASEAN—AFTA から ASEAN 経済共同体へ」 『季刊国際貿易と投資』 100。
- 石川幸一 [2016a] 「アジアの地域統合の進展と展望」, 平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編 『新・アジア経済論—中国とアジア・コンセンサスの模索—』 文眞堂。
- 石川幸一・清水一史・助川成也 [2013] 『ASEAN 経済共同体と日本—巨大統合市場の誕生—』 文眞堂。
- 馬田啓一 [2013] 「TPP と日米経済関係の展望」, 山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編 『アジア太平洋の新通商秩序—TPPと東アジアの経済連携—』 勁草書房。
- 馬田啓一 [2015] 「メガFTA の潮流と日本の通商政策の課題」 『国際経済』 (日本国際経済学会) ,66。
- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成 [2016] 『TPPの期待と課題』 文眞堂。
- 木村福成 [2016a] 「やさしい経済学国際貿易と TPPの基礎③」 『日本経済新聞』 2016年5月26日。
- 木村福成 [2016b] 「やさしい経済学国際貿易と TPPの基礎⑩」 『日本経済新聞』 2016年6月6日。
- 木村福成・大久保敏弘・安藤光代 [2016] 『東アジア生産ネットワークと経済統合』 慶応義塾大学出版会。
- Baldwin, R. E. [1997] “The Cause of Regionalism,” *World Economy*, 20 (7).
- Baldwin, R. [2013] “Global supply chains: why they emerged, why they matter, and where they are going,” in Deborah K. Elms and P. Low eds., *Global value chains in a changing world* 参考文献173
- world, Secretariat, Switzerland: WTO publications ([https://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/aid4tradeglobalvalue13\\_e.pdf#search=R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7](https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/aid4tradeglobalvalue13_e.pdf#search=R.+Baldwin+JETRO%2FWTO2013.7)) (2016年12月29日アクセス)。
- Barney, K. [2009] “Laos and the making of a ‘relational’ resource frontier,” *The geographical journal*, 175 (2) .
- Bhagwati, J. [1969] *Trade, Tariffs and Growth*, London: Weidenfeld and Nicolson.
- Bhagwati, J. [1991] *The World Trading System at Risk*, Princeton, N. J.: Princeton University Press (佐藤隆三・小川春男訳 『危機に立つ世界貿易体制—GATT 再建と日本の役割—』 勁草書房, 1993年)。
- Bhagwati, J. [2002] *Free Trade Today*, Princeton: Princeton University Press (北村行伸・妹尾美起訳 『自由貿易への道—グローバル化時代の貿易システムを求めて—』 ダイアモンド社, 2004年)。
- Bhagwati, J. [2008] *Termites in the Trading System : How Preferential Agreements Undermine Free Trade*, New York: Oxford University Press.
- Brooks, S. [2010] “Thailand: the age of security,” *Southeast Asia globe*, 43.
- Buddhagarn Rutchatorn [2010] “Investment situations and conditions of Thai SMEs in the CLMV countries,” *Asian economy and social environment*, 3.
- Carnegie, M. [2010] “Living with difference in rural Indonesia: what can be learned for national and regional political agendas?” *Journal of Southeast Asian studies*, 41 (3).
- Center for Southeast Asian Studies [2009a] *A decade of change: toward a new model of East Asian economy, and challenges to the current global economic crisis*.
- Center for Southeast Asian Studies [2009] *Changing “Families”*.
- Central Bank of the Philippines [各年版] *Annual report* 1st (1949) –38th (1986) ; 1987(1987) –1989 (1989) ; 42 (1990) –44 (1992) ; 1st (1993) –.
- Chapman, J. [2010] “The Political Economy of Landmines: View from a Minefield in North-Western Cambodia,” *Economic and political weekly*, 45 (36).
- Chin, Y. W. [2006] “Penang small and medium enterprises —struggle, accommodation and challenges,” *Akademika, jurnal ilmu*

kemanusiaan dan sains kemasyarakatan Universiti

Kebangsaan Malaysia, 69.

Chuang, H.-L., Hsieh, N. and E. S. Lin [2010] "Labour market activity of foreign spouses in Taiwan: employment status and choice of employment sector," *Pacific economic review*, 15 (4). 174

(謝辞) 本稿作成にあたっては、ヤンゴンでのインタビュー調査を中心として構成されている面が多い。インタビューに応じてくださった日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所の草苜貴氏、三井物産ヤンゴン事務所の隅良太郎氏及び芳野義浩氏、プライスウォーターハウスクーパースコンサルティング（PWC）ミャンマーの大槻玄德氏、豊田通商ヤンゴン事務所の市橋卓也氏、Myanmar Japan Thilawa Development (MJTD) 社（みずほ銀行から出向中）の冷川太郎氏、また、筆者が大学院生時代からの20年来の友人であるKey Idea Spectrum (KIS) 社（在ヤンゴン）代表取締役のソー・ミン（U Soe Myint）氏には厚く感謝申し上げます。

